――第１編――

総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

１　市の責務（法第３条）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛媛県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、四国中央市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

２　市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

３　市国民保護計画に定める事項（法第35条第２項）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第２項各号に掲げる次の事項について定める。

⑴　市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

⑵　市が実施する国民保護法第16条第１項及び第２項**(注)**に規定する国民保護措置に関する事項

⑶　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

⑷　国民保護措置を実施するための体制に関する事項

⑸　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

⑹　前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し、市長が必要と認める事項

(注)

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第16条　市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第１項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

⑴　警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

⑵　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

⑶　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

⑷　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

⑸　武力攻撃災害の復旧に関する措置

２　市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第１編　総論

第２編　平素からの備えや予防

第３編　武力攻撃事態等への対処

第４編　復旧等

第５編　緊急対処事態への対処

資料編

第３　市国民保護計画の見直し、変更手続

１　市国民保護計画の見直し（法第35条第８項）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、四国中央市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

資料編	◦四国中央市国民保護協議会委員名簿	Ｐ.117
	◦四国中央市国民保護協議会条例	Ｐ.118

２　市国民保護計画の変更手続（法第35条第８項、第39条第３項）

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第４　市国民保護計画の作成上の留意点

市国民保護計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

第１　基本的人権の尊重（法第５条、基本指針第１章１）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第２　国民の権利利益の迅速な救済（法第６条、基本指針第１章２）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第３　国民に対する情報提供（法第８条、基本指針第１章３）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第４　関係機関相互の連携協力の確保（法第３条、基本指針第１章４）

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第５　国民の協力（法第４条、基本指針第１章５）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第６　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第７条、基本指針第１章６）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第７　高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第９条、基本指針第１章７）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第３章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第８　国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、第110条、基本指針第１章８）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第９　市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置が現行の四国中央市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、市地域防災計画に基づく取り組みを活用するよう努める。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第１　国民保護措置の仕組み

国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉

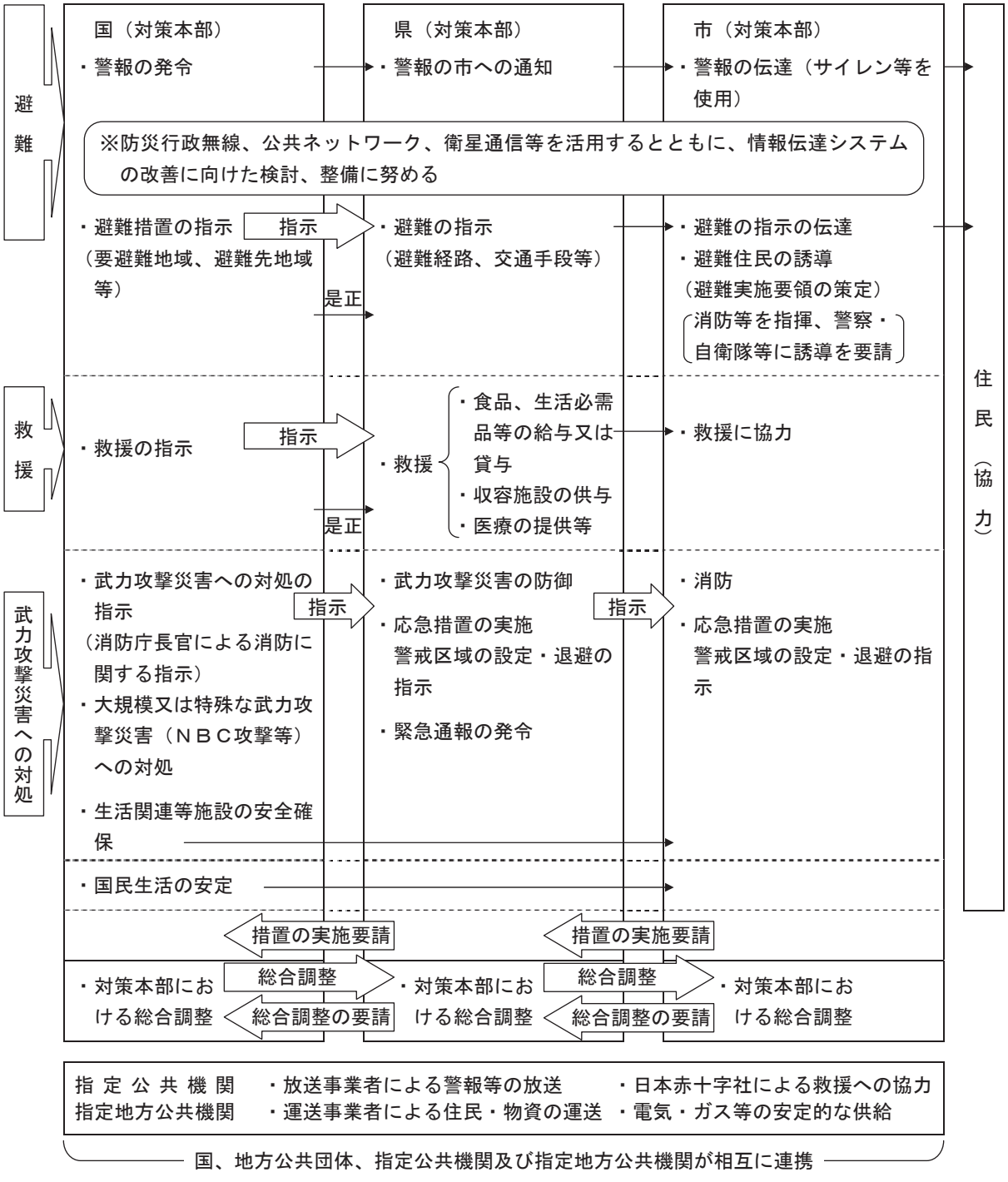

第２　関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

１　市

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
市	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

２　県等

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
県	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	11　各種情報の収集分析 12　交通規制 13　犯罪の予防・社会秩序の維持 14　住民の避難誘導

３　指定地方行政機関

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
四国管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡

	4　警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成 5　被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 （松山財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 （松山税関支署、今治税関支署、新居浜税関支署）	1　輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 （四国厚生支局）	1　救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1　被災者の雇用対策 2　事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3　事業場における労働災害発生状況の把握 4　被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 （松山地域センター）	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 （愛媛森林管理署）	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材（国有林材）の調達・供給
四国経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3　被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1　電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	1　電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2　鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3　危険物等の保全
四国地方整備局 （松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧 4　応急復旧用資機材の備蓄の推進 5　関係機関との連携による応急対策の実施 6　路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7　緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 （愛媛運輸支局）	1　運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2　運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 （松山空港事務所）	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保 3　被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区気象台 （松山地方気象台）	1　気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 （今治海上保安部）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保

	3　生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

4　自衛隊

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
陸上自衛隊 （中部方面総監部） 海上自衛隊 （呉地方総監部） 航空自衛隊 （西部航空方面隊）	1　武力攻撃事態等における侵害の排除 2　武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5　指定公共機関

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
独立行政法人国立病院機構 （四国がんセンター、愛媛医療センター）	1　医療の確保
独立行政法人水資源機構 （池田総合管理所）	1　新宮ダム、富郷ダムの保全及び災害復旧
日本銀行 （松山支店）	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社 （愛媛県支部）	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3　応援救護班の派遣または派遣準備 4　被災者に対する救援物資の配給 5　血液製剤等の確保及び供給のための措置 6　赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 （松山放送局）	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 （四国支社）	1　郵便の確保 2　郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 （四国支社）	1　高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2　高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
本州四国連絡高速道路株式会社 （しまなみ今治管理センター）	1　国道317号有料部分の改築、維持及び修繕 2　国道317号有料部分の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 （愛媛企画部） 日本貨物鉄道株式会社 （四国支店）	1　避難住民及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の継続 3　鉄道施設等の保全 4　被災時における旅客の安全確保 5　復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 （愛媛支店）	

株式会社ＮＴＴドコモ四国支社 （愛媛支店） ＫＤＤＩ株式会社 （四国総支社） ソフトバンクモバイル株式会社 （四国技術部）	1　避難施設における電話その他通信設備の臨時設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社 （伊方発電所、西条発電所、松山支店、宇和島支店、新居浜支店） 中国電力株式会社 （広島支社）	1　電力施設等の保全 2　電力供給の確保 3　被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4　電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 （西日本支店）	1　電力施設の保全及び復旧
ジェイアール四国バス株式会社 （松山支店）	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の継続
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 （松山支店）	
佐川急便株式会社 （四国支社松山店） 四国西濃運輸株式会社 （松山支店） 日本通運株式会社 （松山支店） 四国福山通運株式会社 （松山東支店） ヤマト運輸株式会社 （愛媛主管支店）	

6　指定地方公共機関

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
四国ガス株式会社	1　ガス施設等の保全 2　ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1　避難住民及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の継続 3　鉄道施設等の保全 4　被災時における旅客の安全確保 5　復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1　避難住民及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会	1　医療の確保

一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1　検視時の協力 2　医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

資料編　○関係機関連絡先一覧　　P.101

第４章　市の地域特性

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、市の地域特性について記述する。

第１　地理的特徴

１　位置及び地勢

⑴　位置

本市は、県の東端部に位置し、東西約30km、南北約20km、面積は約420km^{2}で愛媛県で第７位となっている。

東は香川県、南東は徳島県、南は四国山地を境に高知県に接しており、県都松山市と高松市へは約80km、高知市までは約60km、徳島市までは約100kmと四国の高速道路網（エックスハイウェイ）の結節地として好条件の利便性を備え、四国の中央（まんなか）に位置する交流都市としての役割を担っている。

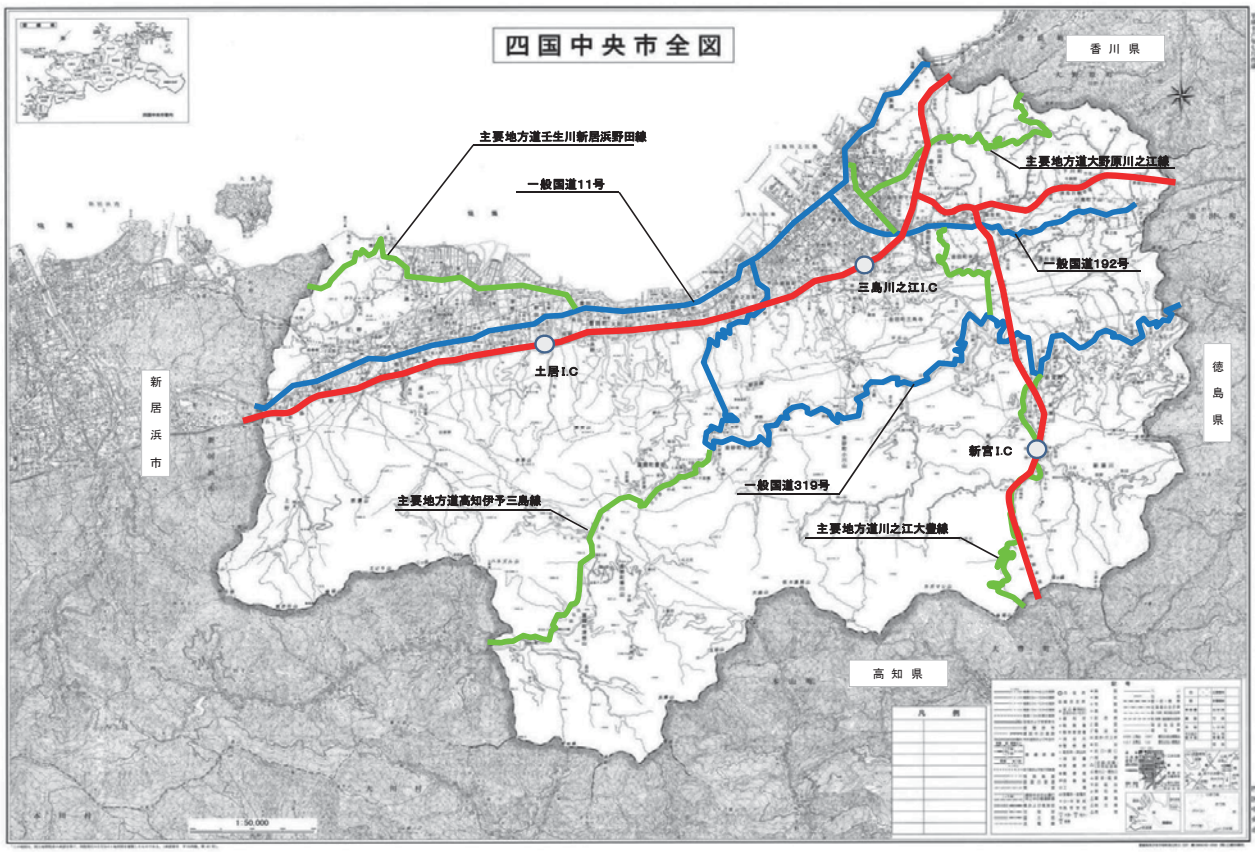

⑵　地勢

東西に約25kmの海岸線が広がり、東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。また、西部には美しい自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

２　気候

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で、年間平均降水量は約1,322mm、年間平均気温は16.2℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれている。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、人家や農作物に被害を及ぼすことがある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、年間平均降水量は約1,963㎜、年間平均気温は12.9℃と、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっている。冬期には、積雪や結氷もみられる。

第２　社会的特徴

１　人口

平成22年の国勢調査によると、市の人口は90,187人で、平成2年の97,215人と比べ、減少傾向が続いている。また、世帯数については、年々増加しているものの、逆に１世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、核家族化が進行している。

一方、老年人口をみると、年々増加傾向にある。こうした老齢人口の増加は、今後も続くものと予想され、本市としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、災害対策と同様、国民保護計画における避難誘導等についても、避難行動要支援者への対応が求められる。

（国勢調査：各年10月１日現在）

区　　分		平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
総　　人　　口(人)		97,215	95,658	94,326	92,854	90,187
世　　帯　　数		30,607	31,540	32,957	34,416	34,951
１世帯当たりの人員(人)		3.17	3.03	2.86	2.69	2.58
老年人口(65歳以上)	人　　口	14,547	17,391	20,010	21,948	23,369
	割合(%)	14.9	18.1	21.2	23.6	26.1

２　土地利用

土地利用状況は、総面積約420㎢のうち、林野78%、宅地９%、経営耕地３%、その他10%となっている。しかし、近年、高速道路、国道バイパス、港湾の整備などを背景に農地等から商工業地、宅地等への転換が進んでいる。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等国民保護対策の面からも有効な活用が求められる。

３　交通

東西に走る国道11号、国道11号バイパス、四国縦貫・横断自動車道と南北に走る国道192号が骨格となっている。しかし、国道11号、192号をはじめとした市街地の幹線道路は、大型車両の通行により、慢性的な渋滞状況にあり、道路体系の確立が急務となっている。

一方、高速道路網が整備されたことにより、三島川之江、土居・新宮の３つのインターチェンジと川之江、川之江東の２つのジャンクションをもち、四国の「８の字ネットワーク」の中心部に位置するクロスポイントとなっている。このため、四国各県の県庁所在地のいずれにも、ほぼ１時間で結ばれるという好条件にある。

また、国道319号は、香川、徳島、愛媛の各県を結ぶとともに、高知県へのアクセス機能も兼ねる基幹道路である。この路線は市街地と法皇山脈で分断されている富郷町や隣接する新居浜市別子山とを結ぶ唯一の路線となっているとともに、新宮町へも通じる緊急輸送道路として、また山岳地域にお

ける観光、産業振興など地域の活性化に欠くことのできない路線でもある。

4　鉄道

国道11号に沿ってＪＲ予讃線は、瀬戸大橋の開通、電化により利便性が向上したが、鉄道ダイヤ等の整備や、また、徳島・高知両県境に接しているが、公共交通はバスのみであり、沿線住民の利便性の向上のため、ＪＲ予讃線とＪＲ徳島線を結ぶ交通網の整備が望まれている。

5　港湾

本市には、県内54港湾のうち重要港湾（６港湾）の一つである三島川之江港がある。同港は、フェリーを除く港湾貨物の取扱量では、愛媛県下一を誇り、海の物流拠点として発展している。

6　自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市梅本町に駐在し、松山駐屯地には、第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の第14特科隊等が駐屯している。

また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に所在する。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第１　武力攻撃事態（基本指針第２章第１節）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とし、その類型、事態例に応じた国民保護措置を実施するものとする。

１　着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本県の地理的条件などから、本県に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

２　航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、瀬戸内沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本県の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

したがって、本県への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

３　弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、ＮＢＣ弾頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行われるものと考えられるが、本県においても、弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

４　ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本県への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

第２　緊急対処事態（基本指針第５章第１節）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

１　緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

県国民保護計画では、世界各地で生起している大規模テロの発生等とほぼ同様の事態として捉え、都市部や発電所、石油コンビナートなどに対する、航空機などの交通機関を用いた攻撃やサリンなど多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷の事態を想定しており、市国民保護計画についても同様な事態を想定する。

2　県の緊急対処事態に関する事態の考え方

県内において、どのような事態が考えられるのかを「５ＷＩＨ」で整理すると、次のとおりとなる。

⑴　誰が（Ｗｈｏ）

国際テロ組織などが対象となる。

⑵　いつ（Ｗｈｅｎ）

突発的に発生

⑶　どこ（Ｗｈｅｒｅ）

ア　都市部や交通拠点及び多数の人が集まるイベント会場、学校等

イ　伊方発電所

ウ　石油コンビナート等特別防災区域（新居浜・波方・菊間・松山地区）

⑷　何を（Ｗｈａｔ）

ア　破壊（損害）

イ　殺傷（恫喝）

ウ　殺傷につなげるための破壊

⑸　何のために（Ｗｈｙ）

ア　恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思又は国策を特定の方向に強制誘導する。

イ　破壊、機能障害あるいは損害を自己の利益に転化する。

ウ　存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

⑹　どのように（Ｈｏｗ）

ア　『大量殺傷物質等による攻撃』

都市部等の市街地における、ＮＢＣの拡散・散布

イ　『交通機関を用いた攻撃』

伊方発電所、石油コンビナート等特別防災区域への航空機自爆テロ等

第３　事態の特徴等

県内で起こり得る武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等は、次のとおりとする。

1　武力攻撃事態

	⑴　ゲリラや特殊部隊による攻撃	⑵　弾道ミサイル攻撃
一般的に考えられる事態	・高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。 ・ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。	・混乱や恫喝という政治目的においては攻撃目標として政治・経済・産業の中枢となる大都市や大規模工業地帯のほか、地方都市等も対象となりうる。 ・通常弾頭のほかにＮＢＣ弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。
県	・ゲリラや特殊部隊の侵入による伊方発電所等の	・混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発

内で起こり得る事態	生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 ・この場合、侵入経路としては本県への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本県への攻撃も想定される。	電所等の生活関連等施設や都市部の行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。
	⑶ 航　空　攻　撃	⑷ 着　上　陸　侵　攻
一般的に考えられる事態	・混乱と恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中枢となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。	・着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。
県内で起こり得る事態	・混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。	・九州に着上陸後は、豊後水道への侵攻が想定されるが、豊後水道に面した本県の海岸線等は、大規模な着上陸攻撃に適さず、また継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。

2　緊急対処事態

	攻撃の対象施設等による分類	
	⑴ 危険性を内在する物質を有する施設	⑵ 多数の人が集合する施設等
一般的に考えられる事態	大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。 【事態例】 ・原子力発電所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船（ＬＮＧ運搬船等）への攻撃 ・ダムの破壊 など	爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。 【事態例】 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・航空機・列車等公共交通機関の爆破 ・学校 など
県内で起こり得る事態	・伊方発電所 ・菊間国家石油備蓄基地 ・石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山） ・危険物貯蔵施設 などへの破壊活動	・ＪＲ、フェリー乗り場などのターミナル駅や空港 ・航空機・列車・フェリー等公共交通機関 ・デパートやレジャー、イベント会場施設 ・学校 などへの破壊活動
	攻撃の手段による分類	
	⑴ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（ＮＢＣの拡散・散布等）	⑵ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）

一般的に考えられる事態	国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。 【事態例】 ・ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 など	国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。 【事態例】 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設 ・原子力発電所 など
県内で起こり得る事態	・市街地、公共交通機関等でのＮＢＣ拡散・散布 ・ダムや浄水場への毒物、細菌の混入 などによる破壊活動	・伊方発電所 ・菊間国家石油備蓄基地 ・石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山） などに対する破壊活動